

別表六（四の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定若しくは同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。4において同じです。）の規定の適用を受ける場合又は租税条約（我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいいます。4において同じです。）において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当該事業年度において納付した次に掲げる外国法人税（法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下1において同じです。）の額及び当該外国法人税とみなされたものの額（2及び3において「対象外国法人税額」といいます。）について記載します。
 - (1) 法第23条の2第1項《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》に規定する外国子会社から受ける法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に掲げる金額（以下この記載要領において「剰余金の配当等の額」といい、法第23条の2第2項（第1号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける部分の金額に限ります。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、(3)に掲げる外国法人税の額を除きます。）
 - (2) 内国法人が外国法人から受ける措置法第66条の8第1項又は第7項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令第142条の2第8項第1号《外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》に掲げる外国法人税の額
 - (3) 内国法人が外国法人から受ける措置法第66条の8第3項又は第9項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令第142条の2第8項第2号に掲げる外国法人税の額
- 2 「発行済株式等の保有割合4」の欄は、内国法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の令第22条の4第1項《外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定する日（3において「支払義務確定日」といいます。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（3において「保有割合」といいます。）を記載します。
- 3 「発行済株式等の通算保有割合5」の欄は、通算法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該通算法人（他の通算法人を含みます。）の当該外国法人に対する保有割合を記載します。
- 4 内国法人（措置法第66条の9の4第1項、第3項、第6項又は第8項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受けるものに限ります。）が法第69条第1項から第3項まで、第18項若しくは第19項の規定の適用を受ける場合又は当該内国法人が租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。